

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

国立都市計画土地区画整理事業 矢川上土地区画整理事業

2 理由

矢川上土地区画整理事業は、計画的な都市造成を図ることを目的として、約 25.7 ヘクタールの区域で昭和 36 年に都市計画決定されたものである。その後、平成 5 年に、都市基盤整備が図られた区域や整備手法が明確となった都市施設用地などについて区域から除外し、約 12.4 ヘクタールに土地区画整理事業の区域を縮小する都市計画変更が行われている。

しかしながら、社会経済情勢が大きく変化する中、都市計画決定以降 65 年という長期にわたって未着手となっている。

現在、矢川上地区は住宅地及び大学・短期大学など、長期間のうちに市街化が進み、住宅建設に伴う道路整備などにより市街地に必要な基盤が整っている状況であり、土地利用の状況や公共施設の整備水準を検証した結果、都市基盤整備は概成していることを確認した。

このような中、大規模開発事業が実施されたエリアを除く地区については、新たに矢川上地区地区計画を定め、市街地の安全性の向上などに取り組むこととしている。

以上のことから、矢川上土地区画整理事業を廃止するものである。